総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 原子力小委員会 放射性廃棄物ワーキンググループ (第14回会合)

日時 平成26年12月16日 (火) 8:30~10:30

場所 経済産業省 本館17階 第1~3共用会議室

○小林放射性廃棄物等対策室長

おはようございます。定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会・電力・ガス事業分 科会原子力小委員会第14回放射性廃棄物ワーキンググループを開催いたします。本日は朝早い時間にもかかわらず、多数の委員の皆様にご出席いただきましてまことにありがとうございます。

本日はオブザーバーとして、原子力発電環境整備機構近藤理事長、西塔専務理事、電気事業連合会廣江副会長兼最終処分推進本部長にもご参加をいただいておりますのでご報告させていただきます。

次に、本日お配りした資料の確認をさせていただきます。

本日は議事次第、委員名簿、そして、資料1として事務局提出資料、資料2として、原子力発 電環境整備機構提出資料、資料3として崎田委員提出資料、をお配りしております。

資料に過不足等ございましたら、事務局までお申しつけいただければと思います。

それから、本日の委員出席の状況でございますが、伊藤委員と吉田委員がご都合により欠席を されてございます。

それでは、ここから増田委員長のほうに議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い します。

○増田委員長

おはようございます。

それではお手元の議事次第に従って議事を進めてまいります。本日の議題ですが、地域における合意形成に向けた仕組みの整備についてとなっております。終了予定10時半でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議論の全体像について事務局のほうからまず説明をお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

資料1の事務局提出資料をご覧いただければと思います。1ページ目に「本日の議論のポイント」ということで簡単に整理しております。

秋に、10月にこの議論を再開して以降、科学的有望地の基準要件、それから、そのそもそもの

位置付けといったことをご議論いただいてきましたが、先般、全体の議論のフレームワークをご 議論いただきまして、今、地層処分技術ワーキンググループのほうで技術的な観点からの検討と いうことを進めていただいておりますので、こちらのワーキンググループのほうでは、あらかじ め想定しました論点を順次議論していくということで、先方のワーキングと並走させていくとい うことにさせていただいております。

その中で本日は、5月の中間取りまとめでポイントとして提言いただいた地域における合意形成に向けた仕組みの整備に関して、具体化を進めるにはどうしたらいいかということをご議論いただきたいと考えております。

資料1のp1の四角囲いは中間取りまとめの報告書の中に記載のものをそのまま転載しているところでございますが、地域による主体的な検討と判断の上で選定されるべきであると、この仕組みの整備がということでございますが、「住民不在で処分事業が進められるとの懸念を払拭し地域の信頼を得る上で、多様な立場の住民が参画する地域の合意形成の仕組みが必要」であるというふうにご提言をいただいたところでございます。

中間とりまとめの関連部分については、後ろの資料の5ページのほうに抜粋をしてございます。 今回については、ご説明は省略をさせていただきます。諸外国の仕組み、例えばフランスである とか北欧であるといったような仕組みを参考に日本でもそうしたものを導入・制度化していくべ きではないかというご議論、この5月までしていただいたというところでございます。

この提言を前提にいたしまして、本日は地域での合意形成、それからその前に先立つところの全国大での合意形成の重要性ということも踏まえまして、実施主体であるNUMOから今後の具体的な取り組み案というものを本日説明いただき、皆様ご議論いただければと思ってございます。それに関連しまして、各地域においてさまざまなコミュニケーション活動をされてございます崎田委員のほうから、委員の皆様のご意見の最初という位置づけで、具体的なご提案もいただきたいと考えてございます。

資料1の1ページ目の注書きのほうには、本日の議論の対象としてどの段階を特に念頭に置いてお話をするかということで、特に文献調査の開始までの期間ということ、それから地域の理解を得て文献調査に入れたら、そこから概要調査地区の選定までの期間ということを①、②というふうにしております。そこまでを、大きく2つの期間を念頭に置いてご議論いただければと。それからその先にはもちろん、他段階の仕組みがさらに法律上ももう決まっているわけでございますが、後段のところは②の発展系として考えるということで、大きくは文献調査前と文献調査期間中ということを念頭にご議論いただければと考えております。

めくっていただきまして、ページの2でございますが、ご議論いただきたい論点ということで

黒丸を3つ書いてございます。1つ目は日本の各地域においてです。自治体及びそこにお住まいの住民の方々に、地層処分について関心を持っていただくところからスタートして、やがては地域の合意形成のための枠組みの設置を検討いただくという段階を考えますと、全国及び地域においてどのような環境をどのように整えていくことが重要だろうかと。

2つ目でございますが、特に文献調査に入ったらどういうことができるかということでございます。文献調査の内容、手続、それからその調査期間中の関係者、さまざまな関係者が登場しますが、その取組について具体的なイメージをあらかじめその地域、住民の方に持っていただくという観点から、この段階からどのような提案を明らかにし、それを制度的に整えていくことが望ましいだろうかということが2つ目でございます。

これらの観点から、先ほども少し触れましたけれども、他の国の経験、それから必ずしも高レベルの廃棄物の問題に限らない他の類例などから我々として学ぶこと、具体的にはどのようなことがあるだろうかということで整理をしてございます。

後ろは参考資料でございますので、駆け足で説明しますが、3ページ目は文献調査期間中にNUMOがどのような活動をするというふうに制度上整理されているかということでございまして、この下の絵はNUMOがさまざまな機会を持っていろんな関心を持たれている方等々にご説明をしている資料からの抜粋でございますが、地質的条件の事前確認からスタートをしまして、最後は概要調査地区の選定ということまで進む間に、自治体や地域の皆様とどのようなやりとりをするかということ、少なくともミニマム、法令上どういうリクワイアメントがあるかということを整理したものでございます。5月までのご議論では、これは法令上こういう位置づけかもしれないが、これだけではしっかりとした地域とのコミュニケーションはできないのではないかという問題意識の下から冒頭の提言をいただいたものと理解をしております。

もう一枚おめくりいただきまして4ページ目でございます。参考として付けてございますが、 前回までのご議論の中でも実施主体、それから事業者、国、それぞれの役割分担、特に国が前面 に立ってとしますと、そこの役割分担のところが不明確になるのではないかというご意見をいた だきましたので、整理をしてございます。詳細な説明は割愛させていただきますが、この表自身 はこの法律を制定する段、それからその後、今に至るまでの間で、これまで議論されてきたもの を確認的に記載しているものという位置づけでご提示をしてございます。そういう意味では何か 創設的に書いているということではないつもりでございますが、実施主体が処分事業の一義的な 責任主体であるということ。それから、電気事業者は廃棄物の発生者としての基本的な責任主体 であるということで、NUMOに対して十分なサポートを行う立場にあるということ。それから、 先般もご質問もありましたが、国は処分事業に対する設計、制度の設計、それからそれに基づく 行政の執行ということを通じた監督、それから原子力規制委員会まで含めますと規制主体ということで、その監督規制の下で事業者、それから実施主体ということと適切な役割分担をもって国民・地域とコミュニケーションをしていくという整理をこの1枚でしているところでございます。それから後ろの5ページ、6ページは先ほども触れましたが5月の中間取りまとめの関連部分の抜粋、それから前回、前々回での関連した委員の皆様からの意見ということで、ごくごく要点に絞って記載してございますが、参考として付しているものでございます。

事務局から、とりあえず以上でございます。

○増田委員長

今までの役割分担などについてのおさらいと、それから今日議論いただきたい論点、今説明の とおりであります。

それでは、次に事業の実施主体であります原子力発電環境整備機構から、今日はおいでいただいております近藤理事長、西塔専務理事からご説明をお願いしたいと思います。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

近藤でございます。おはようございます。

このワーキンググループが春に取りまとめた報告書で、最終処分事業については発生者責任の原則に基づいて電気事業者が主体的に取組を果たす、役割を果たすことが不可欠であるものの、他方では国がその取組の技術的、社会的信頼を確保するための方策を最大限講じつつ、最終処分問題の解決に向け、前面に立って取組む必要があるとしたことを受けて、政府が関係閣僚会議、懇談会を設置して可逆性や回収可能性の明確な担保の下で、科学的に有望な地域を示すこと等の一致に至る努力を積み重ねていくことを確認し、その具体的取組をこのワーキンググループで検討されていること、感謝申し上げます。

NUMOといたしましても、この報告で多くを指摘されたことを反省し、改革に取組み始めたところでございますが、その一環として、海外におけるこの初期段階の取組を今一度勉強したところでございます。その結果、報告にあるフランスのCLIS、英国のCSP、つまり地域立地パートナーシップに加えて、北欧諸国の場合、これがやや日本に近いと思いますが、近いという意味は廃棄物の発生主体がほぼ民間であるという意味でございますが、ここでは先日ここでご紹介があったように、事業者が地質環境の点から有望地点を示した後に、いわゆるペーパーベースの調査を受け入れる自治体の公募が行われ、そこで幾つかの自治体から手が挙がっているわけでありますが、その際、施設の安全審査申請以前に国として環境影響調査報告書の提出を義務づけていることによりまして、しかもこの中では施設立地にかかわる地域の経済社会の変化に関する事項も含まれておりますところ、このことから自治体と事業者は調査を受け入れる決定後、直ち

に対話の仕組みを整備して、この調査内容や調査の進め方について共同決定を行いつつ、作業を進めていること。つまり、ここでもフランス、イギリスとちょっと違いますが、やはり制度的な裏づけがあればこそ、自治体と事業者の透明な意見交換が行われ、これに対応して自治体側において各種利害関係者、市民団体との意見交換の場が整備されているということに気がつきまして、そこでこれを日本に翻訳するの、どうしたらいいかなと考えたところ、NUMOとしては取組の改革の一環として、この文献調査に、これ文献調査って言葉ですと机の上でただ調べるだけのニュアンスになりますが、そうではなくてこの施設の立地の地域の、地域への経済社会への影響調査を含めるということをしたらどうかと。

そういたしますとこの調査、当然、当該自治体の知見を踏まえて実施されるべきではありますから、自治体がその調査に協力する一環として公正かつ透明なプロセスで多様なステークホルダーと意見交換する議論の場を運営し、調査に対して設計過程からNUMOに注文しつつ進めていただけることになるのかなと。こういうことを期待して、こういうことを考えてみたらどうかという案も検討の一つの課題にしたところでございます。

詳しくは西塔専務理事からご説明しますので、お聞きくださればと思います。 私からは以上です。

○増田委員長

それでは、西塔専務理事よろしくお願いします。

○西塔原子力発電環境整備機構専務理事

それでは資料2に基づきましてご説明をさせていただきたいと思います。

表紙を1枚めくっていただきまして1ページ目でございますが、これまでのNUMOの取組あるいは海外での取組、そうしたものを踏まえて、今後の対応についての改定の方向性をご説明させていただきたいと思います。

まずNUMOのこれまでの経験、東洋町を初めとするこれまでの経験から学ぶことということでございます。まず、説明会の開催などいろいろと努力をしたところではございますが、なかなか反対運動が盛り上がってしまって、その中でしっかりとした地域の方々との対話ができなかったと。したがって、例えば文献調査というのはこういうものと、あるいはその地域にどういう経済的な効果を及ぼすのかといったことについて、しっかりと地域の方々に説明をすることができなかった。そうしている間に反対の声がどんどん広がってしまったというのが一つの反省でございます。

これと関連いたしますが2番目でございますが、したがいまして文献調査に入ることがすなわち最終処分地になることであると、そういう誤解を払拭することができなかった。

それから3番目ですが、農林水産業に対する風評被害を懸念する声がございました。そうした 声に対して説得力ある説明ができなかったというのが反省点でございます。

それから、海外の取組から学ぶことということでございます。これについては理事長から説明があったとおりでございますが、ヨーロッパにおきましては立地プロセスの初期段階、これはフィージビリティスタディーの段階でございます。これは日本でいいますと文献調査に相当する段階でございますが、実施主体による地域経済あるいは社会への影響、こういうものが制度化されているわけでございます。そのプロセスの中で、地域の関係者との協議もやりなさいと、必須とされているところでございまして、そのことが地域の方々との円滑なコミュニケーションに寄与したと、そういう評価がなされておるところでございます。

また、これもヨーロッパでございますが、イギリスの「立地地域パートナーシップ (CSP)」、あるいはフランスの「CLIS」などでは、自治体あるいは地域の方々、多様な方々が参加をして、例えば事業者から情報提供を行う、あるいは議論を行う、そういういわゆる議論の場といいますか、そういうものが制度化されて機能しておるわけでございます。

こうした経験を踏まえて、改善の方向ということでございますが、まず文献調査の位置づけ。 これは調査というのは3段階あって、それぞれの段階で地域の方々のご意見を聞いて、反対であればもうその先は進まないという、そういう仕組みになっているわけでございますが、そうしたことについてあらかじめ十分な情報を提供する必要があるということでございます。関連しますが、したがいましてその文献調査の期間の中で、これは本来の地質の調査だけではなくて、地域経済あるいは社会への影響、これを住民の方と一緒になって考えていく、こういうことも非常に大事なことであろうかと思っております。特に大事なのは、そのことを何とか制度的にビルトインできないだろうかということが一つポイントでございまして、これによって地域の方々との円滑なコミュニケーションを充実していくと、こういうことが一つの課題だろうかと思っております。

なかなか義務づけというのはもちろん難しいわけでございますが、かと言って自然発生を待つということでもなかなか、それではできないわけでございますので、その中間といいますか、N UMOとしてもそうした議論の場ができるようにしっかり対応していきたいと思っております。

すみません、その次のテーマでございますが、そうした地域経済への影響等も議論するための 議論の場、こういうものを何らかの形で制度の中に、システムの中にビルトインしていくことが 非常に大事ではないかと考えております。

それから、最後でございますが風評被害対策、これも含めて調査開始後の地域振興に対する支援メニュー、こうしたものもしっかりと提示をしていくことが必要であろうかと考えております。

それから1ページめくっていただいて2ページ目でございます。そうしたことを踏まえて、今後の全国レベルあるいは地域との対話活動の基本的な方向性ということでございます。①でございますが、まず全国レベルの認知度、あるいは理解度の向上ということでございます。これは地域における合意形成の大前提というふうに考えておるわけでございまして、いずれどこかの地域の名前が有望地の選定の結果出てくるわけでございますが、この問題をその地域だけの問題にしては、これはどうしても片づかない、うまくいかないわけでございまして、前提として全国レベルでの認識度・理解度を上げていくことが非常に大事であるというふうに認識しております。したがいまして、文献調査の前、後問わず、ここに書いてありますとおりシンポジウムといったイベント的なもの、それからテレビ・新聞等のマスメディア、実はテレビ・新聞等のマスメディア、広報については特に3.11以降自粛をしてきたわけでございますが、そうしたマスメディア広報。あるいはSNSといった新しい手法、こういうものを活用して国民の各層、幅広い層に対してしっかりとした情報提供をしていきたいと考えております。

②は地域の方々との対話活動ということでございますが、ポイントはNUMOの役職員自らが 前面に立って行うということがポイントかと考えております。その上で処分事業、あるいは文献 調査というのはこういうものというその内容を、しっかりと情報提供するとともに、地域に密着 したメディア、地域のマスメディアを使いまして、積極的に情報を発信していきたいと考えてお ります。

それから③でございますが、これは説明の中身ということになりますが、文献調査というのは そのこと、それ自体が最終処分地になるということではございませんと。首長が反対をすればそ の先には進まないということをNUMOとしてもしっかりと自らの方針として明確にしていきた いと。例えば実施計画というのをNUMOは定めておるわけでございますが、そういうものの中 に定めていってはどうかということを現在考えております。

④でございますが、これは文献調査に入った段階で取り組む内容でございます。最初の(i)でございますが、地域の個別データを使った地質環境の適正調査、これはまあ本来の文献調査ということになるわけでございます。地域の個別データという趣旨は、全国レベルのデータは今行われております適地の選定、有望地の選定プロセスの中で評価されますので、文献調査においては地域の個別データを使った地質環境調査、適正調査を行うこととしております。(ii)でございますが、先ほどちょっと申し上げました地域経済、社会への影響の調査、それをディスカッションするための地域との議論の場、その次の(iii)とも関連しているわけでございますが、そういうものを通じた地域とのコミュニケーション、こういうものをしっかりと行っていきたいと。3番目でございますが、これも地域の自主性を尊重した議論の場の設置・運営、これをきちっと

支援をしていきたい、これは資金面も含めて支援をしていきたいと考えております。その場を通じまして文献調査、進捗状況、あるいはその結果でありますとか、地域経済の、これも制度設計によりますけれども、地域経済への影響等についてもしっかりと情報提供していきたいと、あるいはコミュニケーションを図っていきたいと考えております。それから4番目でございますが、地域の持続的発展に向けた取り組みに対してもしっかりと支援をしていくということで、例えば地域振興の計画づくりの支援、あるいは地域プランナーといった専門家のそうした地域への派遣といったことも考えていきたいと。それから最後でございますが、現地事務所の開設によりまして、日常的なフェイス・トゥ・フェイスのきめ細かい情報提供をしっかりと行っていきたいと考えております。

以上の方針につきましては最終処分に基づく実施計画、これは今後国の基本方針等が改定されるにあわせまして改定をすることにしておりますが、その中で明らかにしていきたいと考えております。

3ページ目でございますが、これは今ご説明したことを模式的にあらわしたものでございます。 上の左が文献調査開始前のNUMOの取り組みということでございます。説明会の開催、この中では文献……

○増田委員長

少し短か目に、ポイントだけ説明してください。

○西塔原子力発電環境整備機構専務理事

はい。

左が文献調査開始前の取組ということで説明会、あるいは自主的な勉強会への支援、ジオ・ミライ号を使った巡回展示ということをやっていきたいと。右側で文献調査後でございますが、左に説明したことは継続的に取り組みますが、新たに取り組むものとして、これは繰り返しになりますので繰り返しませんが、⑤から⑧までの対応をしていきたいと。一番下は全国レベルの情報提供ということでございまして、マスメディア、あるいは新しいツールを使った情報提供をやっていきたいと。

4ページ目でございますが、これはいわゆる議論の場です。議論の場に対するNUMOの提案ということでございます。基本的には地域において自主的にご検討いただくというものでございますが、NUMOとして提示をさせていただくものでございます。

基本設計としては基本的な位置づけでございますが、2つですが、1つは事業内容、安全確保 等についての国あるいはNUMOからの情報提供の場であると、これは1つ目。それからもう一 つは地域の方々の意見を聴取いたしまして事業活動に反映させるための場、こういうことで考え ております。意思決定ということではなくて、基本的には対話の場として考えてはいかがでしょ うかということでございます。

運営主体でございますが、中立性を確保するということが非常に大事かと思っておりますが、 基本的には地域の自治体が運営主体になるということを想定しております。運営自体を自治体自 らが行うか、あるいは関連の外郭団体等、ほかの主体に委託するかというのは自治体のご判断で あろうかと思います。

メンバーについては、地域の多様な方々のご意見が反映できるように、いろんな方々が参加することが望ましいかと考えております。NUMOの関与といたしましては設置・運営の支援ということで、資金面も含めて支援をしていきたいと。それから事業内容に対する情報提供ということで、ここに書いてあるような情報提供をしっかりとやっていきたいと。それから、この場を借りて地域振興計画づくり、あるいはそのための地域とのディスカッション等行っていきたいと。地域振興のメニューも提示していきたいと考えております。

最後でございます。「国への期待」ということで要望事項4点ほど並べておりますが、1点目 は政府広報等を通じた国民へのメッセージの、強力なメッセージの発信と、それから国民レベル での認知度・理解度の向上に向けた取組。例えば双方向シンポなども継続してやっていただきた いと思っております。

それから、議論の場でございますが、NUMOが努力すべきものではございますが、何か制度 的な後押し、工夫があればというに考えております。

それから、これから地域の方々とのいろんな対話の場を設けるわけでございますが、そうした 場合にぜひ国の方々もご出席をいただきたいと。

それから最後でございますが、政府一体となった地域振興づくりということで、三法交付金も 非常に大事でございますが、公共事業とか福祉対策とかいった面も、地域大変関心を持っており ますので、各省連携した地域振興というものもぜひご検討いただきたいと。風評被害対策もぜひ ご検討いただきたいというふうに考えております。

残りは参考資料でございますが、説明は省略をさせていただきます。 以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは続きまして崎田委員から資料に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

一応25分ぐらいをめどにお願いしたいと思います。

○崎田委員

ありがとうございます。

今日、委員の意見交換のスタートということで、最初に意見表明をさせていただけるということでお時間をいただきました。ありがとうございます。

今回のテーマとしてつくらせていただいた資料は、地域における合意形成に向けた仕組みの整備ということで、これまでの話し合いの中でやはりこういう場をつくっておくことが大事ということが盛んに話し合われてきました。それに対して少し具体的なイメージをきちんとお伝えし、皆さんとの意見交換のたたき台にしていただければ大変ありがたいと考えております。

次のページをあけていただいて、今日の目次ですが、最初に少し、なぜ私がそういう話をするのかという自己紹介部分をお話しさせていただいてから1、2、3と進めます。このパート1のところ、「エネルギーと国民」と書いてありますが、今回は高レベル放射性廃棄物と国民のこれまでの対話のあり方ということでお話をさせていただきます。2番目が「科学的有望地の提示とコミュニケーションの位置づけ」ということ。今回、やはりこの科学的有望地の提示が入ったことによってどういうふうに社会に情報が伝わるかということも大事だと思っております。そしてパート3として、「住民参加型の検討の場の設置」という、今日の本題のところに関しても、実は1、2、3とステップを踏んでいただくことが大事だと考えております。先ほど、今日は文献調査の開始前と後の2つというお話が最初ありましたが、そこを私は3つに分けてお話をしたいと思っております。詳しくは後ほどお話をします。

次が3ページですが、私自身、これまで暮らしや地域の環境負荷に、生活者・NGOとして責任を持って持続可能な社会づくりに貢献したいと考えて、多様なリスクがあると言われる分野を担ってまいりました。例えば最初は、暮らしのごみと002削減ということであれば、自分で実践する話だけではなく、新宿区立環境学習情報センターの指定管理者として、ここ10年、地域密着型、地域の住民事業者参加型の環境学習センター運営を続けてきております。そして特に3Rの分野であれば事業者さんと市民リーダーの育成、あるいは日本の3R活動団体と連携をしながらアジアの国に貢献するためのネットワークづくりなどしております。

そして右にいっていただき、高レベル放射性廃棄物の分野では、やはりこの問題を自分たちの 課題として学んでいくという基本的な姿勢が大事ではないかと考えて、学び合う場づくりを資源 エネルギー庁に提案させていただいて実施してきております。

そして、最近は福島の事故の後、やはりこういうコミュニケーションの経験を活かして福島の 現場に貢献させていただくことが大事だと考え、関係者の勉強会、そして福島県などのリスコミ の現場をやらせていただいております。

次のページをあけていただいて、これまでの対話のあり方ということで少しお話しさせていた

だきますが、ここは早目にお話をしていきたいというふうに思っております。

5ページをあけていただければと思いますが、先ほどお話ししたように、2007年にやはりまず 国民がもっとこれを学んでいく、そして疑問・質問をきちんとぶつけ、対話をしていくという場 が必要ではないかということで、資源エネルギー庁に提案をさせていただき、毎年全国各地で学 び合いの場づくりをやっております。この中でやはり全国の地域活動のリーダーの方にこういう 場を仕切っていただく、そういう動きが大事だと考えて、全国の方々とともに実施してきており ます。

次のページをお願いします。こういうような経験を踏まえて、なぜこれまで進まなかったのかということを考えると、やはり私たちにとって自分事になっていなかったということ、情報が届いていなく、話し合う場がない、そして不安・不信ということがやはり強い。そして地方自治体にはやはり重過ぎる課題だということ、そして自ら関心表明は困難なのではないかという声が地域の中でも非常に出ます。そういう意味で国の申し入れというのがこのシステムに追加されていることは大変重要な変更点だと思っております。

次の7ページですが、そうした経過の中で福島の第一原子力発電所の事故の後、地域での声は 実は大きく変化してきたように感じております。どういう変化かというと、やはりこういう、 「トイレのないマンション状態」という課題を知らなかったと。なぜもっと社会に伝えてくれな いのか。情報もないし、学校で教育を受けた記憶もないという強い声が増えてまいりました。ま た、全国の原子力発電所に使用済み核燃料が保管されているという現実がニュースなどで広く周 知されるようになってきて、特に立地地域の方からは早く処分の道筋をつけてほしいという声、 そして消費者の、消費地にお住まいの方の危機感が薄いという不満の声も非常に伺うようになり ました。

そういう声を受けて、今回見直しワーキングというのがこの会の前にあったわけですが、その中でやはりNUMO・事業者・国が信頼を醸成するにはどうしたらいいかというところが大変重要になったと思っております。それがここに書いたこの青い点の3つのところです。まず地層処分技術への信頼が醸成されていないということに関しては、可逆性・回収可能性の明記の話が出てきましたが、やはり安全神話から脱却して、徹底したリスクを基にしたコミュニケーションということが大事だと思っております。

2番目の点として、今回立地選定システムへの信頼が醸成されていないという点を重く見て、特に地域からの声として、首長さんの意見を聞くとあるが、住民の声はどこで聞いてくれるのかというような声も大変強いということを踏まえて、この地域の合意形成に向けた場の整備の明記と、科学的有望地の選定・公表、この新システムが導入されてきたと感じております。

このような事を踏まえて進めていくわけですが、では、その3つ目の点。どの情報を信頼していいのかということが、実はきちんと確立していない。ですから、情報源の信頼をどのようにつくっていくのかが大事なことだと思っております。NUMOの情報にはいいことしか書いていないのではないかという声もあります。こういうことに対しては学び、調べ、セカンドオピニオンを持つことを支援する、こういうところまで今後必要になってくるのではないかと感じております。

9ページを見ていただければと思いますが、こういう現状を踏まえて、一体ではどういう情報を整備していくということが信じられるのかというふうに考えると、それは情報というだけではなく、きちんとそれを基にした対話や参加の仕組みということが必要になってくると考えております。

①として、情報共有としてリスクを含む情報をしっかり共有をすること。②はそれを基にした対話の場をきちんと設定をし、質疑応答をすること。3番目として、そこに一緒になってその場に参加をしながら住民の方も一緒になって考えていく、そういう場を育てていくというところで信頼と自主性を一緒に醸成する。そして課題解決に向けた「共創」、「共に創る」という意識を地域につくっていくことが大変重要なのではないかというふうに感じております。

この1、2、3の流れを地域でどういうふうにつくっていくのかという現実を考えて提案させていただいたのがこの後です。10ページのところ、科学的有望地の提示とコミュニケーションの位置付けということで、先ほどから資料の写真は、福島県のホームページからいろいろな写真を入れさせていただいております。

11ページをご覧いただければと思います。この図をこれからのお話のキーに覚えていただければありがたく思いますが、新しい立地選定プロセスとコミュニケーションに関して、今回上の左のほうに科学的有望地の提示というふうに入れました。しかし今後どういう地名がどのくらいの数でどのように出てくるのかというのはこれから検討し、決めていくところですが、そういう固有名詞が出るようになってくれば、やはり今までと同じように多くの地域の方が一体これはどういうことなのかという関心を持ち、今までと同じであれば不安が広がるということになります。そういう意味で左の一番上に書きましたが、有望地の提示前からマスコミや全国の情報共有は非常に大事ですし、こういうことを踏まえて科学的有望地の提示、そして右側にいっていただいて、少し時間が経ってから文献調査の申し入れを国がする、あるいはもっとこれを勉強しよう地域が思う、そういう時期が来ると思いますが、そこまでを新プロセスの前期と考え、そしてそこから本格的に文献調査の受け入れを地域が考え判断していくというあたりを新プロセスの後期、そしてそこから後を文献調査というふうに私は今回の資料で書き分けをさせていただきました。

この新プロセス前期に関して、下を見ていただければ、有望地の希望地を対象に情報共有を支援するという、いわゆる情報共有の1番目のところ。そしてその右を見ていただくと、新プロセス後期としてはもう少し情報共有を深めて、申し入れ地域と周辺地域を対象にした対話活動をしっかりしていくという、今後の文献調査の段階の「住民参加の場づくり」を考えて実施していく段階が必要だと思っております。そしてその右側は文献調査の段階では住民参加型の検討の場の設置をしていくというような形を書かせていただきました。

ここで申し上げたいのは、文献調査の前の段階で丁寧に地域との情報共有、対話、そしてその 後の参加の場づくりということをきちんと伝えていくことが大事だということです。

その次のページを見ていただければと思いますが、全国広報のところ、少し詳しく書いておきましたが、科学的有望地の提示の前の段階で、なぜ科学的有望地を選定するのか、この情報をしっかりと伝えるということが大事だと思っております。これまでの選定過程では、関心のある地域名が上がった途端にやはり不安ということで反対運動が起こって混乱が生じてきました。今回の科学的有望地の提示の段階では、自治体の説明責任の負担を減らすということと、多くの科学的有望地でじっくりと学び、考えていただく時間を持つということが重要だと思っております。ですからなぜこういう科学的有望地を提示するのか、有望地に対してどのように今後の学びを支援するのか、そういうことについて、きちんと情報発信が必要であり、有望地の提示の後も、大都市圏などでは有望地に入った、入らない関係なく、100人規模の説明会を継続するなりの情報提供というのは大事だと思っております。

次のページを見ていただければと思いますが、地域対応、実際にそういう時期、有望地の提示前の地域対応としてはどうすべきかについては、リスクを含む総合的な情報をきちんと整備するという段階だと思っております。消費地ではエネルギーのことを体験的に学ぶ場が非常に少ないと感じておりますし、大規模な発電立地地域では日常的な関心事ではありますが、事業者側の発信する情報を受け取るという、そういうところで率直な対話の場づくりというのは、お隣の委員の新野さんのところは非常に熱心にやっておられますが、全国的に見れば少ないのではないかと感じております。こういう時期に全国知事会の協力の下で、全国の市町村や全国の町村会などを通じて、科学的有望地の公表の意味、公表の後どういう情報提供や学びの場づくりを支援するかという情報提供をしっかりするということ。やはり「聞いていなかった」というような声は絶対にいただいてはいけないと思いますので、こういう状況づくりが大事だと思っております。

なお、そのためには今、都道府県の地球温暖化防止活動推進センターや、市町村の環境学習拠点のように、ある程度の面的な広がりを持っている学びの場もありますので、こういうところと

連携したり、あるいは小中学生向けの体験学習プログラムなども整備する、というような事も大 事だ思っております。

では具体的に、有望地の公表の後の段階をどうデザインするか、情報共有、対話、参加をどう デザインするかということで、1番目は情報、2番目が対話、交流、3番目が参加・共創という ことでお話をしたいと思っております。

15ページをあけてください。これが先ほどお話しした、これからは地域対応のお話をしてまいりますが、新プロセスの前期と考えていただければと思います。これが情報共有のところですが、この時期はやはり公表について進めてきた国がきちんと前面に立って取り組んでいただくということが大事だと思います。特に科学的有望地の公表の後は、ここを学んでみたい、あるいはこれは何の課題なのかというような、いろいろな関心が高まると思います。ですから、全国のグループ・団体や自治体を対象に、地域に根差した冷静な学びの場を迅速に開催できるよう、できれば地方経済産業局や地域の電気事業者、NUMOなどとも連携しながら、すぐに専門家やファシリテーターをご紹介する、情報提供できる学びの場づくりを支援する体制を整えることが大事だと思っております。上の地方名は、今、地方経産局のある地方名を書かせていただきましたが、こうした全国の協力の下、情報共有体制を整えることが大事だと思っております。

これをもう少し具体的にお話させていただくと、次の16ページ、「迅速に」とありますが、真ん中辺、最初は場づくりの中心になるグループや団体、自治体、そういうところの呼びかけ対象の関心に沿った内容を軸にした学びの場、そういうことの支援が大変重要になってくると思います。例えば大学生、例えば地域事業者さんと家族を対象にしたところ、あるいは農林漁業の方たちを対象にしたところ、そういうような対象が明確なところで、関心も明確になったところで、まず学びを支援するという形をつくっていくということが大事だと思っております。

次の17ページですが、そういう中で少し時間が経ってきたときに、やはり非常に関心を持って 勉強を続けるところ、あるいはそうでないところはだんだんはっきりしてくる時期が来ると思い ます。新プロセスの後期に関しては、関心のあるところで対話をしっかりしていくという段階に なってくると思います。地質・環境・勉強会の開催状況などを踏まえて、国が文献調査を申し入 れる、あるいは率先して検討する地域を対象にもっと支援する。NUMO、電気事業者、こうい うところにもしっかりと参加していただくことが大事になってくると思います。こういう時期に は、やはり文献調査の受け入れは処分地決定ではないということの周知徹底ということが大変重 要だと思いますし、単に情報提供や学びから、しっかりとした対話の場、質疑応答をしっかりし ていただき、どんな厳しいご意見にも一緒になって対話していくことが大事だと思っております。 「多様な主体の参加を呼びかける」と書きましたが、もうこのような時期になりましたら、でき るだけ地域の中の多様な主体の方たちに集まっていただき、一緒にいろいろな考え方を話し合う 場が必要だと思っております。

18ページを見ていただければと思いますが、こういう時期には、対話の場で、今後どうするのかという話など、いろいろとやるべきことがあると思います。やはり文献調査に入った際には地域の参加の場をつくることを明示するということが大事で、NUMOや電気事業者さんも率先して自治体と信頼関係を築くということこそが大事だと思います。またこの事例としてはもう既にお話のあったスウェーデンやフランスのCLISなどのように地域に根差した場づくりが各国で進んでおります。日本も日本に合ったやり方を進めていくことが大事だと思っております。

19ページですが、こういう中で実際に文献調査を地域で受け入れると判断したところに対して 住民参加の場をきちんとつくっていくところが大事だと思います。しかし、この段階ではやはり もうNUMOが率先して地域に根差した場づくりをするようになっていくことが大事だと思って おります。そして、地層処分とその地域の環境、経済、社会状況の関わりをじっくり話し合うた めに多様な主体の参加をする、住民参加による対話の場づくりを支援するということを明示し、 運営としては、地域の個性を大事にするために自治体が担当し、NUMOが資金拠出をする。こ ういうことも大事ではないかと思いますし、参加者としては約10ぐらいのステークホルダーから 年代、性別を考慮して約20名ぐらい、これも地域性を考慮して後で考えていくことが大事だと思 います。取組としては対話、会議、セミナー、見学、ワークショップなどがあると思いますが、 支援策も情報だけではなく、人材、調査、見学の支援、資金の支援ということもあると思います。 少しその辺を具体的に可視化したのがその後です。簡単にいたします。20ページを見ていただ ければと思いますが、これは「住民参加の環」をどう運営するかということで考えたものです。 やはり地域の自主性を確保して国やNUMOのかかわりをどうそことつなぐのかというところを 明確にするわけですので、下に場を書きましたが、市町村が運営を担当して、NUMOが費用を 提供する、情報も提供する。ではこれをどう位置づけるのかということを考えれば、フランスの CLISの場合は法的に位置づけられている。この辺をもみんなで考えていくことが必要だと思 います。こういう地域の場がありますが、それと共に地域には自治体の執行場、あるいは自治体 の議会というのがありますが、こういうところに関係しながら、きちんと地域が自分たちの将来 を決めていく流れをつくることが大事だと思っております。

21ページ目ですけれども、先ほどから10ぐらいの多様な分野とお話ししましたが、その地域が 農業地域なのか、林業、漁業なのかによって違うと思いますし、町のようなところなのかによっ ても違います。そういう意味でここにいろいろな10の分野と、今、責任を持っている世代と、若 者世代の代表者、そういうようなことを考えて、10分野20人ぐらいというのを考えるのがいいの ではないかと書かせていただきました。

22ページですが、では、そういうような方たちが集まったときに何をするのか。やはり地域の 産業や社会の仕組みを踏まえて考えていくという柔軟性を確保するということが大事だと思って おります。地層処分と地質環境など、基本情報共有と意見交換から選定システム、海外の状況、 地域の将来像との関連、このような事についての意見交換が大事ですが、だんだん時期に応じて 分科会にしていくということも協議の中では大事かと思います。

もう一つですが、会議の内容と意見をまとめて、より多くの市民向けのニュースを発行すると か、そうしたことも大事だと思います。もちろん合意していない部分は併記する等の柔軟性が必 要だと思っております。

23ページですが、こういう場をNUMOが提供する、どういうふうに支援をするのかということについてです。上のほうにいろいろと情報とか運営資金と書きましたが、真ん中に書いてあること大事だと思います。やはり地域の中でも国やNUMOだけでなく、セカンドオピニオンが知りたいという方は大勢いらっしゃると思います。そのような時期に他の研究をするための費用の提供や、海外の先進事例の見学を支援するなど、しっかりと広く考えることが大事だと思っております。なお、各地域の担当者が地域に入り、ともに暮らし、日常の中から地域の信頼を得ていくということも重要だと思っております。

最後の24ページですが、やはり今後に向けて、地域の合意形成に向けた仕組みの整備ということは、どういう場かにつてのみの検討ではなく、そこに至る過程に大きな配慮が必要だと考えております。そして有望地に名前が挙がり、情報共有、対話が進み、文献調査の国の申し入れ、あるいはその地域での学び合いが深まり、そして文献調査に入り、地域住民の参加による検討の場が進む。このような時間をきちんとみんなで育てていくということが大事だと思っております。それに向けてはNUMO、電気事業者の率先した取組と国の明確な意思、そしてそれだけではなく、今日お話をさせていただきましたが、私たち全ての国民が自分事として考え、しっかり関心を持つという視点が必要なのではないかと感じております。こういう連携の中で解決に向けて一歩一歩歩めればと思っております。

よろしくお願いします。

○増田委員長

どうもありがとうございました。実施主体でありますNUMOのほうから説明いただいた後、 このワーキングの委員でありますが、これまで各地域で合意形成活動について当たってこられた 崎田委員から口火を切る意味で、少し時間を長目にして、いろいろ資料に基づいて説明をいただ いたところであります。 それでは、これから順次皆様方のご質問やご発言、意見をお述べいただきたいと思うんですが、いつもどおりネームプレートを立ててお願いをしたいと思います。概ねお一人3分を目途にご発言をいただけると幸いでございますので、どうぞよろしくお願いします。

そしてある程度ご質問をまとめていただいて、その中で回答につきましては様子見て回答をそれぞれの方からしていただきたいと、こういうふうに思っております。

それでは初めに、杤山委員が一番初めにプレートを立てましたので杤山委員、次に髙橋委員ということでお願いしたいと思います。

じゃ、杤山委員、どうぞ。

○杤山委員

ありがとうございます。

NUMOのご提案で、文献調査段階において環境影響評価を制度化していく、見込んでいくと。環境影響評価というのは非常に地域とのコミュニケーションの中では重要な意味、占めておりますので非常に積極的で具体的でいい提案だと思いますが、若干この参考資料、今の資料の2の参考のところの7ページにありますように、例えばフィンランドとかスウェーデンなんか見ますと、実際に環境影響をきちんと評価してその安全を確認するという意味で環境影響評価というのが義務づけられておりますので、それとその文献調査段階で環境影響評価を組み入れるというのでは少し制度化なり、その結果の評価なりについてどのように組み込んでいけばいいのかというところに、若干よくわからないところがありますので、その辺についてどうお考えなのかをお聞かせいただければと思います。

○増田委員長

それでは髙橋委員、お願いします。

○髙橋委員

ほぼ同じ話ですが、近藤理事長のお話で、環境影響評価を取り入れた手続を考えていくというのはかなり積極的なご内容を含んでいるというふうに、私も賛同したいと思います。ただ、環境影響評価法というのは同じ環境に対するインパクトを考えている上ではかなり参考になる法律ですが、高レベルの場合はかなり多段階でございます。我が国の環境影響評価法というのは事業アセスといって、事業の実施過程における一番最後の段階で適用になる法律でございます。そういう意味で環境影響評価といった場合に、何を一体想定するのか、我が国の場合には誤解を招く可能性があるので、そこは注意したほうがいいと思います。

したがって、環境影響評価法の仕組みそのものをこれに適用するのはかなり難しいと思うのですが、ただ、発想はかなり共通しているところがあると思います。そういった意味で、例えば環

境影響評価法では、例えば準備書の公表と意見聴取の手続であるとか、要するに前段階の調査の 段階で調査手法を明らかにして、利害関係者から意見を聞いて改善を図っていくといったような 手続が入っていたり、さらには透明性をかなり前の段階で考える手続が入っていて、そういうの はぜひ新しい手続についても考えていっていただく必要があるのかなというふうに思います。

その上で制度化という話が重要で、法律改正は難しいかもしれませんが、昔は環境影響評価法 も閣議アセスといって閣議決定でやっていたわけです。最低でもこういう仕組みをきちんとつく る上では閣議決定などの形で制度的担保が必要ではないかと思いました。

あと、最後に、質問でございますが、崎田先生のお話、非常に興味があったのですが、18ページのところで、スウェーデンもフランスも年間予算の話があって、そこでNUMOが資金拠出したらどうかという話があったんだと思うのです。しかし、外国では事業者が出しているのかどうか、どこから一体このお金が出ているのかについても、教えていただければと思います。以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

ご質問に対しての回答は後でまた、まとめてお願いしたいと思いますので、次は寿楽委員、それではお願いします。

○寿楽委員

ありがとうございます。

大きく3つぐらいあるのですが、まずこの今回の資料で申し上げますと資料1の5ページに 我々の中間取りまとめから関連する部分を、今日のテーマに関連する部分を抜粋いただいている のですが、ここに書いてある趣旨と、今、NUMOさんからご説明あったことにちょっとずれが あるかなという気がします。と申しますのも、今日のご説明はNUMOと地域の皆さんの間のコ ミュニケーションをより双方向的な充実したものにしていくという趣旨では大変結構だと思うの ですが、ただここで言われていることというのは、NUMOと地域の間ということにとどまらず というか、むしろその地域の皆さんがその地域の中で誰にどう言われるとかいうことではなくて、 ご自身で皆さんがいろいろ議論されて、まさに主体的に判断をされるというところに眼目があっ たはずであって、その意味ではNUMOとのやりとりがその中で生じるのは自然ではありますが、 それ自体が第一義的な目的ではないと思います。その辺が「適切な距離感、信頼感を持ったパー トナーとして社会的・共生関係を云々」とか、このあたりの記述でありますとか、あと、今日ご 説明なかったように、政府からもNUMOからもなかったように思われるところは、先ほど崎田 委員からも「セカンドオピニオン」という言い方がありましたが、この我々の取りまとめにも、 「国やNUMOからの情報だけでなくより客観的な情報が提供される仕組みや、地域での検討を サポートする仕組みの整備が重要である」旨が書かれているところでありまして、このあたりを どうお考えなのかということを承る必要があるのではないかなと思います。

いずれにせよ、このプロセスがきちんと信頼される、支持されるということが何より重要でして、これを進めていく大前提は認知度・理解度の向上であるというふうに先ほど西塔専務理事からございましたが、それもそれで必要なんでしょうが、もっと大事なことはこういう関係主体に対する信頼ですとか、このプロセスへの支持だと思います。信頼、支持を得るためには、先ほど崎田委員からもご説明ありましたし、今、先生方のご議論もありましたが、制度的な裏づけですとか、あるいは位置づけをはっきりさせるということが必要なところでありまして、これは冒頭、近藤理事長からもそういう点が北欧でも、ほかのヨーロッパの国でも功を奏した旨のご発言あったところです。ですから我々においても、その中の、この細かいつくり方の議論ももちろんそれはそれで非常に大事ですが、全体のプロセスのなかで公式にどのようにこういうプロセスを位置づけるのかと。あるいは特に諸外国でそういうEIAの中に入れるとかということは推進の流れからある程度独立させることによって、そこでの議論は特に施設立地の結論をあらかじめ先取りするものではないということを担保しているわけですが、このあたりを我々がどうするか。また、財源のお話も今ありましたが、それがどこから来るのかというのも同じ意味で大変重要だと思います。

そのあたりのことを伺わないと、ちょっと現状だとまだまだ詰めるべきところがあると思っておりまして、そういう中で、ちょっと長くなってしまって申しわけないのですが、11月11日の原子力委員会で西塔専務理事が、来年には具体的に地域の名前が挙がってくる旨ご発言になっていて、ここに私も議事録持ってきているのですが、今確かに適地条件の検討、技術ワーキングでも行っていただいているところですが、具体的に来年にその結果として具体的に地域の名前が挙がるというようなお話はこれまであったのでしょうか。そういうことを何か先取りしたようなご発言があると、そういうスケジュールで何かそういう具体的な目算があって進んでいるのかというような憶測を招くことにもなるのではないかと懸念します。これから出てくる適地条件がそもそもそれでよいのかという第三者的なチェックもあってしかるべきでしょうし、その基準ができたところでそれを適用して具体的に地域が挙がってくるというのはもうワンステップあるのかなと思いますが、来年そこまで進むんだとすると、先ほど申し上げたようなこのお話も、もっともっと詰めないと、到底関係されるであろう地域の皆さんの信頼は得られないのではないかなと危惧します。

以上です。

○増田委員長

それでは次、伴委員、お願いします。 伴委員、それから山崎委員で、そこで一回区切りたいと思いますので。 それじゃ、どうぞ。

○伴委員

何点かあるんですが、僕も環境影響評価ということも重要ではないかというふうに考えていて、これ中間取りまとめの中でもちょっと出ていたとは思うのですが、先ほど髙橋委員からもありましたように、現行のアセス法では高レベル廃棄物事業って位置づけられていないのですが、100年にわたる事業というふうに言われているわけですから、その日常、その施設をつくる活動から日常的な事業活動が環境に与える影響というのもやはりきちっと評価をしないといけないんではないかというふうに思っています。フィンランドとか事例がありますが、雇用人口とか社会的影響ということで、雇用人口、環境、観光土地利用、経済効果等々書いてあって、そういった地域への影響についてやりますということが近藤理事長から話があったわけですが、それに加えていわゆる施設をつくるところからという日常的な事業活動への評価というのをちゃんとやらないとだめなんじゃないかなというか、いわゆる受け入れというところにつなげるとすればそういうことが必要かなというふうに思いました。

それから、問題は科学的有望地を提示してから文献調査の申し入れまでの間に、どういう活動をするのかということだと思うのですが、そこは国が重点的理解活動というふうに前の関係閣僚会議では書かれていて、じゃ国が重点的な理解活動をどのようにするのかということについてはこの資料の中からは読み取れないなと思いました。それで、一般的な、これまでと同様の情報提供というようなことで、本当に十分なのかということについては疑問があります。可逆性・回収可能性の担保というのが重要だということで、僕もそれは全く異議がなくて、それはぜひとも今度の基本方針の中に書いてほしいと思いますが、そんなような話になっていたかもしれません、ぜひ書いてほしいと思いますが、住民が申し入れた後、文献調査を受け入れるかどうかというような、まあ、住民がというか地域がというか、受け入れるかどうかという段階で、きちっと議論がされないとだめで、それは単に情報提供で済むような問題ではないと思うんです。そういうふうに考えていくと、相当手前の重点的な理解活動の段階から、きちっとした対話というかそういったことの場をつくってやっていくことが重要なんではないかというふうに思います。

それに関連して3点目として、不幸なことに、国もNUMOも今信頼されていないわけですね。 信頼されていない、つまりそれは次の段階へ進まないと言っても、いずれ進むまでしつこくやる んではないかという、まあはっきり言えばそういうふうにみんな思ってしまうわけです。そうす ると、そういう活動ではなく、やや第三者的な機関というか中立的な機関をつくってそういう活動を進めていかないと、幾ら国が前へ出ろと言われているんだけれども、国が前へ出ていっても、そして幾ら首長が首を縦に振ってくれなければ次の段階行きませんというふうに言っても、しかし次の段階に行くまで国は諦めないだろうというふうに思われているわけです。ここをきちっと払拭しないと、先へ進まないというふうに思います。

そのためには、一つ中立的な機関をつくって、そういう活動、まあ理解活動といいますか、差 し当たり「理解活動」という言葉で言えばそういう理解活動を進めていくことが必要なんではな いかというふうには考えました。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

次は山崎委員、お願いします。

○山崎委員

山崎です。今皆さんのご意見を聞かせていただきまして、いろんなちょっと感想を述べさせて いただきたいと思います。

私は、崎田先生のこの6ページが非常に大事だなという気がいたしまして、結局この処分問題というのは、自分のことになっていないんじゃないかと。みんな困らない。まあ、困る人もちろんいるわけですが、困らないということがあります。それで一番の議論の土台で、私一番気になったのは、この処分の必要性の議論というのは余りないのでは。NUMOさんがいろいろと説明をされるのですが、安全性は確かに強調されるんですけれども、それはやっぱり必要だからやるわけですね。例えば川で堤防をつくるときに、当然川の土地の周りの肥沃な土地を堤防にしちゃうわけですねら作物できないところができるわけですよね。そういうところを、だけれども川が洪水したらもっと困るわけですから、そういう説明をすれば堤防つくるときにみんなの理解が得られるということになります。やっぱりこの議論の中で一番大事なのはやっぱり必要性であって、その必要性は何かというと、これをしないともっと怖いことが起きるんだということがちっとも議論になっていないんです。結局安全性ばかりが議論になるんだけれども、安全性よりももっと怖いことが、つまりエネルギー問題に結局なってしまうわけです。エネルギー問題の中で、このエネルギーがなくなれば我々はみんな餓死しなきゃいけないということが起きるわけで、その辺をみんなが自分のこととして共有すれば多分いろいろな話が進んでいく。それでこの仕組みはかなりうまく行くのではないかと。

その辺の説明をじゃ、誰がするのかというところが、私はやっぱり国じゃないかと思うんです。

ですからこの議論の先立つ前提として、やっぱり国が必要性の議論をきちんとすると、説明をしていくというところがやっぱりいるのではないかという印象ありました。

○増田委員長

ありがとうございました。

それではちょうどここで5人の方に発言してもらいましたので、区切りをここで一回入れて、 初めにまとめてNUMOのほうから、幾つかご質問がございました。アセスとの関係ですとかい ろいろございましたので、まとめてお願いします。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

私からは、いろいろなお話があってちょっと、まだ、いつも原子力委員会の委員長と頭が混乱 して、余計なことを言ってしまうので用心深くお話しいたしますが、私どもの提案で、「環境影 響評価」という言葉を使いましたが、これはそれをそのまま我々が文献調査に入れ込むというこ とを提案しているわけではないです。環境影響調査という言葉を使いましたが、北欧においてそ れが法定であるがゆえに、これが法定という意味は、設置許可申請の手前で添えて出すという、 先ほど髙橋委員あるいはほかの方からもご指摘、日本でもややそういうところがありますが、し かし人々はそれがある、出口にあることを了解しているがゆえに、随分と手前からそのことにか かわるような内容の議論をどうやって進めるかということについて事業者と自治体が共同決定を する仕組みをつくっている。なぜならば、「環境」という言葉はヨーロッパ的に言うと人間の環 境なんで、人間の環境という意味はありとあらゆるものを含むというコンテクストで、したがっ て当然のことながら、社会経済的な影響が多いのですが、人口移動とかさまざまなことについて 考える。しかしさまざまなことという意味は、自治体の関心事について考えると、そういうコン テクストでその作業がなされることが想定されているがゆえに、随分と早い段階からコミュニケ ーションがなされているところに私ども着目して、それが何とか、つまり我々が、皆様ご指摘の ように、地域社会とコミュニケーションする、意見交換するということは一般論として、するべ きだとおっしゃられるので、その手がかりが何かあるかという、一企業として我々が出かけてい って、そういう意味で自治体の中でそういう活動がどこまでできるかということについて、やは りそれなりのそれぞれの国、それぞれの国に応じた制度的な裏づけがあればこそ、皆さんがそれ を前提にいろんな活動をしているということを踏まえ、見ると、何かそういうものができないか と。そして例えば、文献調査の一部にそれを入れると、いわば一種の、我々としてミッション、 義務になるというところがありますので、それについてご協力をお願いするという形でコミュニ ケーションの入口とできるんじゃないかということで提案した。

ですからその中身は、日本でいう法定の手続とはちょっとおきまして、何かそういう意味の、

文献調査といえばただ机の上で調べることになってしまうようなニュアンスになるところ、そうではなくて、自治体と皆さんのご意見を伺いながら決めなきゃならない部分があるということを制度化していただいて、それを手がかりにコミュニケーションの場をつくっていくということの努力をしたいと、そういうことで提案したということをご理解いただければと思います。

○増田委員長

あと、西塔さんのほうからありますか。

○西塔原子力発電環境整備機構専務理事

すみません、寿楽委員のほうから、原子力委員会での私の発言についてご質問がありましたので。

10月23日ですか、最初のこの再開、第1回目のワーキンググループがあって、適地選定の動きが始まったということを踏まえて、来年には適地も公表されるんでしょうから、それにあわせて NUMOもいろいろと対応策を検討していきますという、そういう文脈の中で申し上げたわけで ございまして、来年公表されることが決まっているという趣旨で申し上げたわけではございませんので、すみません、若干軽率だったかもしれませんが、ちょっと釈明をさせていただきたいと 思っております。

それから環境影響評価については理事長からもお話ありましたとおり、ヨーロッパではそうなっているので、その中で地域経済への影響といったことを調査をしていると、そういうことを日本でも文献調査の中でできないかという趣旨ではあるのですが、環境影響評価そのものについては、これまでもいろいろと国のレベルでご議論されているというふうに承知をしておりまして、必ずしも環境影響評価法に基づくところの環境影響評価をやるということが決まっているということではないわけであります。

ただ一方で、この地層処分事業というのは大変大きな事業でございますので、そういう意味で地上施設も含めて環境への影響というものをいずれしっかりとNUMOとして調査をしなければいけないと、そういう認識は持っておりますが、いずれにしてもそれは、具体的な事業着手というのはかなり先の話でございますので、今後考えていきたいということでございます。

それから伴委員のほうからお話がございましたが、なかなかNUMOも国もといいますか、信頼されていないということでございまして、私どもとしても中立的な機関というお話もございましたが、そういうところ、私どもの信頼性をカバーするためにもそういう客観的な、中立的な第三者機関ができて、そういうところからしっかりと評価をしていただくということも大事な課題であろうかと、NUMOとしても考えております。

以上でございます。

○増田委員長

あと、崎田委員、お金の、費用の関係ありましたね。

○崎田委員

ありがとうございます。

実際に話をし、伺ったときには関係の実施主体や国から出ているという話でしたが、今回NU MOの皆さんが出してくださった資料の最後のページに、非常に具体的に記載されているので少し使わせていただければと思います。NUMOの最後から2番目の7ページ、真ん中の「スウェーデン」というところの項目の下から2番目のブロックのところ、調査を受け入れた地域で地元協議会を開催する場合、原子力廃棄物基金から出ると。そして超える場合は政府が決定をして交付するとあります。その次のページのフランスの場合についてですが上から2段目のところ、やはりここも、これは法律に則ってこういう組織がつくられるわけですが、「なお、活動資金は国及び処分関係組織の補助金から充当」ということで、どこも割と、きちんと出しているように思っております。

日本の場合は、私たちが電気代に含めて納めた資金は、原子力環境整備・資金管理センターのところに集まっていると思っておりますが、そこから今後活動する内容によってNUMOにお金がいくのではないかと思っております。そのようなお金の流れの中から地域の学び合いにもきちんとお金を出していただく、あるいは一定のものが超えた場合には何か仕組みをつくる、そういうところが日本も必要なのではないかと感じております。

よろしくお願いします。

○増田委員長

ありがとうございました。

今の諸外国の資金の流れは、またいずれにしても、情報が得られればまたここでご披露してい ただければというふうに思いますので。

それではほかにご意見のある方。

新野委員、それから辰巳委員ということでいきたいと思います。

どうぞ。

○新野委員

私は崎田さんの出された11ページで、申し上げたい内容とは少し違うのですが、このイメージでお話をさせていただくとわかっていただけるかと思います。

このグレーに塗ってあります「科学的有望地の提示」というところは、申し上げたい内容ではないですが、その左上に全国版で情報を手厚く提供するということからスタートされているのだ

と思います。そして右側のほうに文献調査という項目があります。私もこの程度の距離感が必要かとずっと思っています。それは私も12年、地域の対話活動の団体の中におりますが、その経験から組織のありようというのが、やはり制度的に位置づけられたりしなければ、コミュニケーションというのは非常に時間がかかる作業のため、その位置づけの不安定な中でコミュニケーションを維持するということは非常に困難であると感じています。コミュニケーションというのは継続されなければ全く意味がない活動ですので、この時間がかかることと継続性を維持するということでは、最初は認識が深まっていけば理解が深まるとの期待があってずっと頑張っては来たものの、やはりかかわる人たちが仕組み上、転勤等で変わっていかざるを得ないことがあると、10年以上続けてきた経過として、やはり制度的な仕組みがきちんと担保されなければ認識さえ共有できずコミュニケーション活動の安定性は図れないなということを感じています。

そしてこの文献調査というのはNUMOさんの活動の入口あたりに当然書かれるのだと思うのですが、それまでの間に誰がどういうことをするのかというのが、前にも委員の方からご意見があったとおり、私どものこのワーキンググループに課せられている重要な内容ではないかと思います。文献調査以後のことは2000年ですか、この前にも高レベル放射性廃棄物のいろんな議論が何回もされてきて、資料も拝見していますが、それほど遜色のある内容が書かれているとは思えない。考え方とすると、ある程度理解できることがずっと書かれてきているように感じていました。でもそれが実現できないことがどうしてかというと、やはりこの入口のところにあるんではないかというふうに考えています。

いろいろ改善を図って、仕組みを新たにつくれば即国民が理解するのかというと、情報のありようが全く違いますので、こういうところで改善をすればこうなるというシミュレーションが国民にはできませんので、当然のごとく、そうなると、どうしてもこの理解と説明の仕方にかなりの工夫が必要なんだろうと思います。

いいことだから誰もが受け入れるかというと、私どもの活動もそうなんですが、よかれと思ってやっていることが、地域で、じゃ、皆さんが理解してくださって応援してくださるかというとそうはならないんです。やはりこの高レベル放射性廃棄物の位置づけとか原子力施策の経緯や内容の基本がきちんと認知されなければ、やはり理解はされませんし、応援もいただけないということを重々、経験上感じています。ですので、高レベル放射性廃棄物の議論も非常に重要なんですが、その前段でエネルギー施策のその中に高レベル放射性廃棄物というものがあるわけですので、その全体像の重要性と、その高レベル放射性廃棄物の今後のありようというのを国民に認識していただくことが非常に、そのスタートには重要であるかなと思っています。

そういう意味では、これを具体的にどうしていくのかということを、この会で今後重点的に話

し合われていかなければ、またこの後のシナリオをもう一度書かれても、きっと誰もが合意できるような文章は書けると思うのですが、ではそれが実行できるかというと、これまで同様実行不可能なものに陥る可能性があるのではないかと危惧します。

セカンドオピニオンとか、第三者評価ということばがここでの会話ではよく出てきます。崎田 さんの資料にもセカンドオピニオンという単語があって、あ、これも私が求めている一つかなと いうふうに感じました。第三者評価という単語もそれぞれの委員やお立場によって使い方の認識 が違うのだと思うんですよね。そのことも、もっと深堀りした議論が重要なのかと思います。中 立性の組織が必要だと別の委員さんもおっしゃったとおり、それがここに絡んできて、この辺が 私どもが議論すべき課題の大きなウエートではないかというふうに感じていますので、今日の議論の次は、先へ進むようなお考えをお聞きはしているんですが、このことが重要なのかなと思っていますので、次の議論の中に入れていただきたいと思っています。

ここは高レベル放射性廃棄物の議論の場ですが、増田委員や崎田委員や辰巳委員が出られている小委員会がありますよね。そちらでも同じようにコミュニケーションの認識や国民への周知・理解の認識、それを徹底的に周知をいただかなければ施策は進まないんだという認識を持っていただくことが非常に今重要なのかなと思っています。廃棄物の場所が決まることだけを国民が求めているのではなくて、そういう方向性と、やるんだというような熱意を感じ取りたいというところが今の国民の関心事ではないかというふうに考えますので、よろしくお願いいたします。

○増田委員長

ありがとうございました。 それでは辰巳委員、お願いします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

まず、3者の方からお話を伺いまして、何を思ったかというと、まず文献の調査に入るよりも前、だから科学的有望地の提示のもっと前の段階が1つ。それから、恐らく先ほどの新野さんがおっしゃったように、崎田さんがお作りになった11ページが図示されているのでわかりやすいのですが、そのさらに右、概要調査の受け入れ判断をして、さらに決定して、さらにその後の段階というふうな、もっとずっと長い形の説明というか理解をやっぱり国民に求めていかなきゃいけないって私は思っておりまして、何かなんとなく今日のお話を聞いていても、文献調査の受け入れまで来ればまあいいかというふうな感じぐらいのイメージに私は受け取ったわけなんです、ご説明は。

ところが、その文献調査の受け入れをもしもするとしたならば、その本当に長期的な後ろのこ

とまでも含めてちゃんと説明されないといけないなと私は思っておりまして、それは何が言いた いかというと、やっぱりその主体、誰が責任を持つのかというのが余り明確ではない。それで、 事務局の資料の4ページに、それぞれの役割分担というのをお書きくださってはいるのですが、 何となく難しいんですが、理解がとても難しくって、NUMOさんは一義的な責任の主体。それ から電気事業者さんは基本的な責任主体。で、国は一応管理・監督をして、前面に立って説明を 行っていくと、こういうふうな格好でしか書かれていなくて、NUMOさんのほうは「国への期 待」というのがとても大きくて、自分たちではなかなか難しいので国のサポートが欲しいという 表現がしてあって、というふうなことで、やっぱり何となく、誰がどこまで責任持ってやってく れるんだというのが、国民としてはなかなかわかりにくいというのがありまして、私としてはや っぱり「一義的」と書かれたり「基本的」と書かれている、やっぱりこの排出者、廃棄物の排出 者に絶対的な責任があると私はずっと思っておりまして、前の委員会のときからもそういうふう に申し上げてはいるのですが、だからそういうことが明確になるように、ところが伴さんもおっ しゃるように、なかなかその信頼性を得られないからということで第三者というお話もありまし たが、私はやっぱりNUMOが責任を持って、あるいは電気事業者がもっと責任を持って、電気 事業者もNUMOに任せてしまっているからという発想ではなくて、責任を持って一体になって、 いかに自分たちの信頼性を高めるかというところの努力がもっと見えないといけないなというふ うに思っております。

先ほども新野さんからあったのですが、恐らく、ちょっとはっきり覚えていないんで、すみません、原子力の小委員会でだったと思うんですが、場所が確定すれば何百年、何千年という長期にわたって管理をしていかなきゃいけないから、これは一事業者ではできないから、国がやっぱり責任を持ってやらなきゃいけないというふうな意見も出ていたんです。それは私、やっぱり間違っているというふうに思うんです。意見をおっしゃったのは委員の方なので、例えばNUMOの方がおっしゃったというわけじゃありませんが、そういう意見が出るような格好で、やっぱり誰が長期的に責任まで持ってくれるのかというのがやっぱり明確じゃないんですね。だからそういう意味では、もう今さっきも申しましたが、いかにNUMOさんが、あるいは電気事業者そのものが、あるいはもうちょっときちんと言っちゃえば、排出者がいかに最後まで責任を持つかというところをきちんとやっぱり国民に説明していただいて。説明は国も一緒にやっていったほうがいいかと思うのですが、国が責任を持って説明をするのではなくて、国はやっぱり説明するのをサポートするということでやっていってほしいなというふうに思っておりまして。

だから、崎田さんお話のこの絵の中では、やっぱりマスコミや、左の端に「情報提供」って書いてありますが、これはずっと、いつまでも常に、例えば文献調査の場所が決まったとしても、

常に国民に対しては広報というか情報提供というのは必要だというふうに思いますし、だからそ ういうことをちょっと思ったということです。

以上です。すみません。

○増田委員長

それでは、徳永委員、お願いします。

○德永委員

ありがとうございます。

私は新野委員がおっしゃったことに同じような意見を持っていて、すなわち今日の議論の中では文献調査が始まった後についていろいろ新たな手続を入れて地域の人たちと話をしていくという部分でのご提案はあったと、それは非常にいい方向だなというふうに思いますし、そういうふうになることによって、そこから先のプロセスがうまく進むということは期待できると思う。

一方で、文献調査開始前に何をするかというところがもう一つ重要な話で、そこは実は今日の 議論の中では余りされていないのかなという印象を持ちます。そこはある種、国がいろんな意味 で説明をする、もしくは情報を提供していくということだと思うのですが、そこで先ほど山崎委 員がおっしゃっていたように、そもそも放射性廃棄物は処分されないといけないもので、それは 置いておいたら済むものではないというようなあたりから始まって、幾つか重要な情報が適切な 形で提供されないといけないんだと思います。その中には、エネルギーの問題というのもありま すが、そもそもこの30年とか40年、放射性廃棄物処分ということについてどういう議論がなされ た結果として、今地層処分というのが技術的に最良の方法と言われているのかというようなとこ ろも、丁寧に説明をしていかないと、何か危険なものを危険に扱って手を離しますというような イメージが社会の中に広がっていっているというようなところが問題を難しくしているというか、 そのあたりの理解を丁寧にしていっていただくという意味での国の努力というのがあればいいの かなというふうに思いますし、ここで、プロセスの進め方自体もいろんな工夫がなされていると か、そういう一個一個、前に進めるための努力はしているはずで、それを丁寧に伝えていきつつ、 社会の人たちと話をしていくという、そういうまさに文献調査に入る前の作業をどうするのかと いうあたりを一回議論していただけるといいのかなという気がして、そこは期待しているところ でございます。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

それでは次、また2回目になりますが伴委員、お願いします。

○伴委員

2回目というか、ちょっとうまく言えなかったので補足して言いたかったのですが、その環境 影響評価のところですが、今の制度の中からはずれているのですが、処分場建設による、いわゆ る今の制度の中に入れ込んで、法律改正は難しいということかもしれませんが入れ込んで、要す るに自然環境、景観、健康等々のアセスもやらないと、多分議論の中でそのこと出てくると思う のですが、大きな問題になるんじゃないかというふうに思って、むしろ国のほうでそういう仕組 みをつくるべきではないかという意見だったのです。

○増田委員長

わかりました。ありがとうございました。 大体一通り、意見出ましたかね。

新野委員、どうぞ。

○新野委員

私も先ほどの意見への補足なのですが、小さいことかもしれませんが、ヨーロッパの例がいろいろ提示されて、どの国のやり方もそれなりの文化や歴史に根差しているのかなと思うのですが、日本の場合には国民の思いというものが、原子力に限らず、広い意味でなかなか実現されていない、仕組みが取り入れられていない国だと思います。外国から見れば特殊な国なのかもしれませんが、そこへ突然、やはりいい例だと言って持ってきたところで、根づかないということと、もう一つは国民の、そういうことの必要性を国民自体が理解しなければ、仕組みを変えましたというだけではなく国民自体も学び、考え変化していかなければならないのだと思います。こういうものを受け入れるには、受け入れるだけの努力をしなければならないのだと思うのですが、努力をする側にされやすい環境を整えるために、またもう一つの方策がいろいろ必要なのかなというふうにいつも感じています。

中長期的にいろんな議論を、どの議論が重要かということを分解しながら、そういう説明も加えながら、説明の仕方に工夫をすれば、今までのシナリオでも、まだまだその可能性は大きくあるんだろうと思うので、議論のところがいつも本筋論ばかりでなく、もう少し幅広いところのコミュニケーションに付随するような肉づけをするような議論をこの全体の中でしていくことが、ゆくゆくは国民が理解をする幅も広がっていくのではないかと感じています。

ありがとうございます。

○増田委員長

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、今、後からまた委員からご意見いただきましたんで、NUMOのほうから今のお話 について何かコメントがあればNUMOのほうからやっていただいて、その後電事連のほうから もお話ししていただきたいと思います。 それでは、NUMOさんのほう、どうぞ。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

一言申し上げます。德永委員からこの文献調査の中身のという意味、拡充ということで、それ より手前の話が云々というご指摘をいただいたのですが、私もヨーロッパの例を挙げたのは2つ の意味がありまして、実にヨーロッパでも環境影響調査というのは、実は「出口」と申し上げま した。ですから、例えば93年ぐらいからフィージビリティスタディーをしているわけですが、環 境影響調査報告書をまとめているのは2000年を超えているんですよね。ただ問題は、そういうも のがあるという前提が、そういうことがあるがゆえに、しかもこのプロセスはご承知のように日 本の環境影響調査とちょっと似ているところもあるし違うところもあるのですが、要するにコミ ュニケーションしなきゃならないことになっているんです。それはもう、そういうことがあるが ゆえに、随分と早い段階からコミュニケーションが始まっているわけです。ですから私ども、こ の文献調査にこういうものを入れる、このことを入れ込むという、制度化することになりますと、 そのことについて、はるかに以前からご説明申し上げて、こういうものをやりたいんですと、や らなきゃならないんですと、ぜひご協力をと、そういう形のコミュニケーションが始められると。 今まではひたすらお願いだったのですが、今度はそういう意味で、意見交換をしながらやるとい うことが必要なんだということについても説明できるということで、少し心の通い路が太くでき るのかなというそういう思いを込めて、思いがあるものですから、これはそう提案しているので すが、実はまさに手前の活動の一つの中身を充実させたいという思いを込めて提案しているとい うことをご理解いただければと思います。

それから、山崎委員のご指摘はじめ、この処分の必要性の議論、これちょっと私の責任は、かっての責任はあるのですが、確かに地層処分が必要だと、大事なんだということについて、制度的にはそういうことがあればこそ国会でご審議いただいてこういう制度をつくったのですが、その後十分に引き続き国民に対して説明してきたかということについては原子力委員会も見解の中で反省をしたところでありまして、確かに世代が変わり、人が変わり、かつてのことについての記憶のない方がたくさんいらっしゃることは明らかなので、そういうことを踏まえて引き続き説明していく。しかしもちろん地層処分の技術自体も進歩していくわけですから、知見が増えていく。進歩が退歩かわからない面もありますが、知見が増えることは間違いないわけでありまして、そのことについてきちんとコミュニケーションしていくということを制度化することはとても大事だということはご指摘のとおりだと思います。そこのところはぜひ、この原子力小委員会等の議論でしていただければいいと思いますが、そのこともあってか、ご承知のようにヨーロッパで

は2011年にこの地層処分の問題については、放射性廃棄物の問題については、貯蔵は管理の手段であって出口ではないという。よって、したがって各国は2015年までに処分にかかわる政策を明らかにしてくださいと、それをECとしてレビューするという、そういうディレクティブを徹底したところで、そういうある種ビジブルなものを決めていくということも一つの手段かと思いますが、それについては国としてお考えいただくことですので、私は単に意見として申し上げた次第です。

○増田委員長

ありがとうございます。

まあ、文献調査期間中にコミュニケーションとか、あるいは議論の場を設置してその運営・支援をするということは、そういうことが文献調査期間中にできるということは、それ以前のところでいろんな活動があるはずで、徳永委員おっしゃるように非常にそこのところが重要であり、NUMOとしてもそこは積極的にやっていきたいという、まさに法定手続開始前のことが非常に重要だということでしょうね。

ありがとうございました。それでは、電事連のほうからお願いします。

○廣江電気事業連合会副会長・最終処分推進本部長

ありがとうございます。電気事業連合会の廣江でございます。

私どもの責任はというお話がございました。これはまさに本日の事務局がお作りになられました資料4ページに書いてあるとおりでございまして、基本的に私ども、やはり廃棄物の発生者の、基本的には責任主体ということでありますし、その責任主体であるがゆえに実施主体であるNU MOを設立した、その設立者でもあるということは十分、もちろん自覚をしているところでございます。したがいまして、ここに書いてございますように、「サポート」という言葉がいいのかどうかわかりませんが、やはり自分たちの問題としてこの問題はやはりNUMOとともに積極的に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

現在、NUMOの職員の6割以上は実は電力会社から出向者でございます。単に出向者を出しておしまい、というわけではなしに、実はほぼ毎月、各電力会社の社長が集まりまして、この問題どうするんだということについての議論も進めているということでございます。引き続き自分たちの問題としてこのことにつきましては積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○増田委員長

それでは、ほかにご意見ありませんか。寿楽委員、どうぞ。

○寿楽委員

すみません。少しお時間があるようですので、私も追加的に幾つか申し上げたいのですが、2 つ大きくあるのですが、1 つはまず処分の必要性についてのご議論がありましたが、確かにそのことをきちんと社会に伝えていくことはもちろん大切で、その努力をしてし過ぎることはないのかもしれないですが、ただ、去年最初に議論始めたときに、NUMOから世論調査の結果等もご提示いただいて、人々は必ずしも必要性を知らないとか、納得していないということではなかったはずだと私は思うんです。ですから、何らかの形でこの高レベル放射性廃棄物に対処しなければならないという意識は皆さんお持ちだけれども、それを具体的にどう進めていくのか、それをやってくれる技術であるとか、それをやる人たち、組織を本当に信じていいのかと、変なことにはならないのかと、そこがやはり一番懸念されていることですし、そこを乗り越えるためであればこそ、技術のことを審議するのではなく、制度であるとかコミュニケーションであるとか、そういう意思決定の進め方とかそういう議論をしていたのではないかなと思います。ですからやはり先ほども申し上げたように、きちんとした進め方をしていると思ってもらうためには、今回議論しているようなことをどうきちんと制度的に位置づけて、それが実際のプロセスへの信頼の向上につながるようにどう設計するかという議論をもっと深める必要があるのではないかと思います。

ですから先ほど、少し私、これだとNUMOさんと地域の皆さんがお話しするというご提案としてはいろいろ入っていますが、そもそも、むしろNUMOさんがその中に一員として入って、地域の皆さんが主体になって議論するためにはどうお考えなのですかと、少しお伺いしましたが、それについての政府あるいはNUMOのお考えを伺えればと思います。

今日この、少し段階を分けてというお話も各委員からありましたが、そもそも科学的有望地を提示したり、そこに対して何らかの申し入れをするのは政府であるという整理になったわけですから、その段階で地域の皆さんが何か議論されるような場に対して、それに支援をするであるとか、そういう場をつくることを制度的に担保するとかというのは、むしろ国の役割になるのではないでしょうか。先ほどもあったように、文献調査が始まった以降に事業者と地域の間の議論の場という意味でNUMOさんがそういう場をつくるというのは非常にすんなりわかりますけれども、その前の段階であれば、やっぱり政府の責任で何らかの場をつくると。それは実際につくってどういう方を呼び、どんな議論をして、どういう結論を出すかは地域の皆さんがお考えくださって結構ですと、そういう形で制度的、財源的、いろんな裏づけをするのが政府の責任ではないでしょうか。

ですから、あと伺いたいのは、NUMOから国への要望というのが、期待というのが書いてありますがも、この辺の部分で、例えば「円滑に設置していただくための制度的な後押し」とだけ

書いてありますけれども、具体的にNUMOさんは現場のご経験もある中で、どのようなふうに配慮したどういう場をつくってほしいと政府に対して思っておられるのか、その次の、国のプレゼンスというのも、前に出すぎれば今度はここが推進のための合意形成の場だと疑われるかもしれませんので、先ほどの適切な距離感ということを考えると、そこでの政府のプレゼンスはどうあるべきだとお考えなのかとか、風評被害対策として、どういうことが有効だとお考えなのかとか、もう少し具体的にその現場をよくご存じのNUMOの意見をここへインプットしていただいて、よりよい制度をつくる参考にすることが有益なのではないかと思います。

○増田委員長

以上です。

では、NUMOのほうで、今の寿楽さんのことについてありますか。 近藤理事長、お願いします。

○近藤原子力発電環境整備機構理事長

風評被害対策というのは、これも大変難しい問題ですが、私どもがここで取り上げましたのは、文献調査段階において既にしてさまざまな風評被害が生じたと考えるのか、そういう意趣があったことは確かだという理解をしていまして、さてこれをどうするのかなということについて、少し、もちろんご議論いただいたほうがいいと思いますが、例えばあらかじめ、大事なことは起こってから考えるのではなくて、あらかじめ考えることがとても大事だというふうに思っていまして、そういうことについて、ですからさまざまなケーススタディーをして、こういうことがあればいいのかなということについてお考えいただく、私どもが考えるべきか、国として考えるのかということもありますが、私どもとしては、例えば既に例がある、六ヶ所村の、例があるかと思いますが、電気事業者として例えば基金を積んで、風評被害が起こった場合に、速やかに対処するということをあらかじめ制度として用意しておくということ。結果としてそれが実は風評被害の発生の防止にもつながるということもあるかのように伺っていますが、とにかく、私どもとしては少なくともそういう基金を用意して必ず保証しますということを鮮明にしたほうがいいのかなというふうに思っております。

それから意見の場の問題、これ「議論の場」という言葉が良いのかどうかも議論があるのですが、私としてはここのニュアンスは主としては地域社会の皆さんが意見交換をする場と。最後は、出口は自治体の意思決定でありますから、そこへいかに地域社会の多様な声が反映され、踏まえられて意思決定者が意思決定するかという、誰が決めるかという話ありましたが、大事なことはその意思決定のプロセスにおいて地域社会の声が十分に反映されることというふうに整理をいたしますと、その場をつくっていただくことが大事なので、そこについてNUMOがそれを仕切る

とか、参加者ということであることはあり得ないわけであって、そこはむしろ自治体としてまさ しくお考えいただくことだと思います。私どもはそこへ、いわば情報提供者なり、いわば説明責 任を果たす者として参加するということに徹するべきだというふうに思っております。

その場合に、そういう自治体としてこういうものがいいんだと、あるいは先ほどお話ありました、セカンドオピニオンということもありますが、いわゆる意思決定者に直結しないで、しかし絶えず地域社会の意見交換がなされている場があって、それが、そこにはもちろんいろんな意見の持ち主が参加していることによって、意思決定者は世論の動向をそこで把握できるというような、そういう仕掛けとして機能するというものを意思決定者がお考えになっていただくのがいいのかなと私も思いますが、とにかくいずれにしても、私どもが決めることではなくて、地域社会として決めることだというふうに思いますが、できれば新野さんお話のように、よその国の持ってきてもうまく行く、機能しない、とはおっしゃられたとおりなので、そこは例えばですが、こういう例とこういう例とこういう例がありますと、失敗例もあるかもしれませんが、サクセスストーリーもありますということで、幾つかの例をここでご検討いただいて、それをパッケージにしてお示しするという、それは私どもも自治体に説明できるという、そういうものを用意できたらいいなと。それも資料も私どもがつくるのがいいのかどうかというのはあるのですが、しかしそういう情報交換豊かにして、さまざまな決定者がさまざまな決定に参考にできるような環境をつくっていくということはとても大事だというふうに思っております。

以上です。

○増田委員長

ありがとうございました。

○辰巳委員

今、風評被害のことを長々とご説明いただいたのですが、私のイメージでは、やっぱりこのもっと前の段階でやっぱり風評被害が起こらない、起こること自身がもう、やっぱりコミュニケーションができていない証拠だというふうに思うので、やっぱり「国民に理解していただく」という表現、今使われておりますが、起こらないためにどうするかというところをもう少し考えていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○増田委員長

それでは、最後になりますけれども、小林室長のほうから質問の関係もありましたのでまとめ てお願いします。

○小林放射性廃棄物等対策室長

幾つか、お答えないし、今日の御議論聞いた上での私の考えをお話しさせていただきたいと思います。

今回は5月の中間取りまとめで、このワーキングでの大きな提言の柱として、法定調査のプロセスに入ることを見越して、今回はNUMOでは「議論の場」という言い方でございましたが、合意形成のための何らかの仕組みが大事だというご提言を踏まえて、そこの具体化というご議論をメインにさせていただきました。しかしその前の段階の全国的なそもそもの理解が大事だということはNUMOのほうの説明にもあったと思いますし、また、崎田委員からのご説明の中でもハイライトされていたところかと思います。事務局のほうの議論の設定ないしプレゼンが、議論の場をつくる前のほうが大事でないという趣旨では全くなかったということは一応私のほうから補足的にお話をさせていただきます。

さはさりながら、そうしましたら議論の場をつくる前の段階で、どのような国民なり住民の方とのコミュニケーションが大事かという議論、今日幾つも議論も出ましたし、そこはもう少し具体化していったほうがいいんじゃないかというご意見ありました。このワーキングの中で、より詳しく議論をしていきたいというふうに思います。

その中で、それぞれの役割ということでございますが、今日お話にもありましたし、事務局のほうでも参考としてご提示させていただいたわけですが、一義的にこの事業の必要性から始まりまして、その事業の詳細まで説明をする責任というのは実施主体にあり、それを支えるのは事業者という関係にあると思いますが、しかしエネルギー政策全体の中での位置づけであるとか、もしくはこの政策そのものの全体についての説明、国のほうでしっかり前に立ってやっていくということは、昨年来申し上げているところでございまして、その関係の中で国の責任ということをしっかり果たしていきたいというふうに思っております。

その一つで、どういう中身を話していくかということで、少し最後に寿楽委員のほうからもお話ありましたが、ターゲットについて、お話しされている方に、必ずしも一致したようなターゲットを念頭に置いていないかなという気もしました。この地層処分についてものすごく関心を持っていただいて、いろんな知識をつけられた方と、まだ問題の所在はおぼろげに認識しているかもしれないけれども、それ以上のことについて情報に接していないという方、それぞれいらっしゃるんだと思います。多くの場合は後者ということかもしれません。そうした方を念頭に、そもそものその選定の経緯だとか、技術的な検討であるとか、そういうようなことをしっかり説明していくということは、これは必要だということで、その上で、十分な知識がついた上でプロセス論であるとか制度論というものをどういうに考えていくのかという、2順目、3順目に来たときにどういうふうな信頼を得ていくのかということ。ちょっと段階とターゲットといいますか、今

置かれている状況というものがそれぞれ違うんだというふうに思いながら聞いてございましたが、 そうしたことまで含めて、丁寧な理解というものをしていくということが大事だと感じたところ でございます。

それから最後、政府で有望地の話、それから申し入れということが入ったことによって、検討 いただく場というものを国がつくるんじゃないかというお話が最後ありましたので、そこに一言 触れますが、これはどうして有望地というものを出したり申し入れをするのかということは、こ れはこの問題のそもそもの所在なり、国民全体で考えていただきたいことだということのきっか けとして、こうしたことを提示という形で国がしていくんだということで入れたということでご ざいます。もしくはまたワーキングでも議論いただいたところでございますが、自治体のほうで 自ら手を挙げると、説明責任を自ら果たすというのはなかなか難しいと、その負担をなるべく軽 減することが大事だというご提言も踏まえて、申し入れという仕組みも検討しているということ でございます。しかしそのことと、法定プロセスをもう一個、前段追加するということとはちょ っと違うわけでございまして、今も文献、概要、精密、そして最終決定ということで、非常に多 段階のプロセスというものが既にございます。それを、その文献をさらに前倒しして、何か国が そこにまた、文献の前段階の正式な調査のプロセスというものをはさむというわけではございま せんで、今のような仕組みを入れながら、実施主体がその責任を果たしやすいような環境をつく っていくということが今回の狙いなわけでございます。いろいろな意味での理解活動なり、自治 体のニーズに応じたサポートということはしていくわけでございますが、さらにその前段階の制 度を、文献の前に入れていくということが本来の趣旨ではなかったんだというふうに私は理解を しておりますので、そこは切り分けて考えていただいたほうがよろしいかなというのが1つでご ざいます。

今日も制度化という話はキーワードとして何人か、NUMOのほうからも、それから委員の方からもご議論ありましたので、先ほどの理解活動の中身ということにあわせまして、信頼の醸成、それから担保という意味での制度化、具体的にはこのワーキングでも基本方針の改定のようなものも議論していくということで、開始のときにもお話をしましたが、次回以降そうしたような議論も具体的にさせていただきたいというふうに思ってございます。

長くなりましたが以上でございます。

○増田委員長

ありがとうございました。

今日、合意形成についてご議論いただきましたので、私も最後に一言だけ申し上げておきます と、この問題、私も自治体と国の両方で、それぞれこういった問題にかかわってきましたが、や はりプロセス、手法の問題ですね。法的にどういう担保があるのかといった、そういうものと、 それからあと合意形成の内容の問題、両方がきちんと整っていないと合意形成というのは行われ ないんですが、その2つについてそれぞれきちんと詰めていくことと、あと時間軸ですよね。今 回の問題、非常に長い、長期間の間に合意形成を図っていくことになりますので、当事者の交代 がその中で当然起こり得るんだろうと思いますが、にもかかわらず揺るぎなく合意形成というの は進めていくということがあるんで、非常に多様な側面からこういうやり方でいいのかどうかと いうのをきちんと検討していく必要があるんだろうと思います。

今日は事業実施主体であるNUMOも含めていろいろ議論交わされましたが、また今日の内容 取りまとめて、それで最終的には皆様方にまたもう一回フィードバックする機会つくりたいと思 いますが、国、それからNUMO、それから電事連、いろいろ意見ございましたので、それぞれ の立場で今日出ましたご意見をよくお考えいただいて、今後に生かしていただきたいと思います。 それでは最後に、次回の予定について事務局のほうからお願いしたいと思います。

○小林放射性廃棄物等対策室長

ありがとうございます。

次回につきましては別途日程を調整させていただいております。年明けにまた次回というふう に考えております。どうぞよろしくお願いします。

○増田委員長

ということで、次回は年明けということになりますので、年内はこれが最後ということになりますが、今年5月まで議論して、それから少し中断し、秋からまた再開ということになりましたが、また来年もどうぞ引き続きよろしくお願いしたいと思います。

これをもちまして第14回のワーキングのほうは閉会したいと思います。

ありがとうございました。

一了一